

ストックオプションの課税関係

会社が一般よりも有利な価額で自社株の取得ができる権利を従業員や役員等に付与し、インセンティブを与えることをストックオプションといいます。
ストックオプションは税制適格か税制非適格かによって、課税される回数が異なります。

税制適格であるか否かは新株予約権について、付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの8年間に行使すること、権利行使額の合計額が年間1,200万円を超えないこと、権利行使額は契約時における1株当たりの時価以上であること等の6つの要件で判断します(措法29の2①)。全てに該当すれば税制適格となり売却時のみに「譲渡所得」として課税されますが、1つでも要件に該当しなければ税制非適格となり、権利行使時に原則として「給与所得」、売却時に「譲渡所得」と2度にわたって所得税の課税を受けることとなります。

しかし、税制非適格の場合で、退職後に権利を行使したものについては「給与所得」とはなりません。

例えば、会社が退職金の代わりに新株予約券を付与した場合などは「退職所得」として取り扱われます(所令84、所基通23~35共-6)。
さらに、退職金の代わりに付与された新株予約権を退職から数年経過した後に行使した時は、退職時と比べて時価が変動し、付与時に想定していた額と異なる利益を得ることもあり、一概に退職金とみなすことはできないことから雑所得となることもあるようです。

なお、退職後どれくらいの期間までに権利を行使すれば退職所得となるかについて具体的に法令等で定めてはませんが、東京国税局が過去に公表した文書回答(権利行使期間が退職から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分について)では10日以内に行使して得た利益については退職所得として扱うとしています。



ストックオプション税制とは・・・

経済産業省より

ストックオプションは原則として、権利を行使した時点で行使時の時価が権利行使価額を上回っている部分について給与所得として課税され、また当該株式を売却した時点で、譲渡価額と権利行使時の時価との差額部分について譲渡所得として課税がされます。

ただし、税制適格ストックオプションの場合、権利行使時の課税は繰り延べられ、株式売却時に売却価額と権利行使価額との差額に対して譲渡所得として課税されます。

原則的な課税関係(税制非適格ストックオプション)

ストックオプション取得時	課税なし
権利行使時	課税あり (給与所得課税等)
株式譲渡時	課税あり (譲渡所得課税)

MS-Japanより

ストックオプションの付与対象者にとってのメリット・デメリット



【メリット】

- 会社に対する貢献が正当に自己の利益に反映される。
自己の頑張りや株価に反映され、株価の上昇が自己の報酬に繋がる為、成果が正当に報酬につながると言えます。
- 自己資金で直接株式を保有するよりもリスクが少ない。
直接自社の株式を保有すれば当然株価が下落した時には損失を被る可能性があります。しかし、新株予約権であるストックオプションは、株価が上がった場合のみ、権利を行使して新株を保有すれば良いのであって、株価が下落した場合には権利を行使せずにいれば損失を被ることはありません。

【デメリット】

- 自社の業績や成長性以外の要因による株価変動が、将来の報酬に影響を与えるリスクがあります。
例えば、どんなに経営努力を行い新技術・新商品を開発してきた経営者も、経済全体が落ち込んでいる時期に企業固有の要因以外で株価が下落してしまえばどうしようもありません。このように付与対象者の報酬は、自社の業績など以外、つまり従業員等努力の影響範囲外のところから影響を受ける可能性があるということです。

役員退職慰労金としての新株予約権

利益は...

- 株価が上がれば退職金が増えるため、役員は株価向上に努力する。
- 議論となりかねない役員報酬の金額が、株価に連動して決まるため、株主と経営陣との利害関係が一致し、意見の対立を抑えられる。
- 日々企業価値を高める努力を経営陣に求める、株主の要求に答えられる。
- 一定の条件を満たす役員退職慰労金目的の新株予約権は、税務面でのメリットが大きい。